

大分県報

令和八年
第七〇七号
五月二十二日

（金曜日）

目次

解除予定保安林の所在場所	一
公園用地とするため	一
解除予定保安林の所在場所	一
国東市国東町小原字ハカニ七〇九番三	一
保安林として指定された目的	一
風害の防備	一
解除の理由	一
公園用地とするため	一
解除予定保安林の所在場所	一
国東市国東町小原字ハカニ七〇九番三	一
保安林として指定された目的	一
公衆の保健	一
解除の理由	一

○告示

大分県告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和八年五月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 解除予定保安林の所在場所
国東市国東町小原字ハカニ七〇九番三
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
公園用地とするため
- 解除予定保安林の所在場所
国東市国東町小原字ハカニ七〇九番三
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由

○公告

- 公園用地とするため
解除予定保安林の所在場所
国東市国東町小原字小鼻二六七八番一（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
風害の防備
 - 解除の理由
駐車場用地とするため
解除予定保安林の所在場所
国東市国東町小原字小鼻二六七八番一（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 解除の理由
駐車場用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。

令和八年五月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 講習会の開催期日及び場所
開催日時 令和八年九月一日（火曜日）午前九時三十分から午後五時三十分まで
なお、受付時間は、午前九時から午前九時二十五分までとする。
 - 開催場所 大分市金池南一丁目五番一号 ホルトホール大分
- 講習会の受講申込みの受付期間及び場所
- 受付期間 令和八年七月二十七日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）まで
 - 受付場所 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支部名 所在地

国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 日出総合庁舎内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内
津久見市支部	津久見市港町一番二一 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部	大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。
 令和八年五月二十二日

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所
 大分県知事 佐藤 樹一郎

所在の不明な者の氏名	掲示場所
堀川 清彦、安形 力夫、佐藤 祥司、江頭 弘嗣、佐野 眞一郎、 一野 智佳子、河野 公信、前田 武夫、川野 準、鶴岡 政和、 安形 智誠、安部 明美、一野 正明、江藤 鶴水、一野 俊彦、 河野 鶴松、工藤 弘子、眞崎 秀由	由布市役所

二 通知の要旨
 令和八年三月三十一日付け大分県告示第百四十五号により行った森林法第三十条の規定による通知